

(案)

浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和8年3月から4月にかけて実施しました浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等1人・5団体から29件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定し、令和8年6月からの施行を予定しています。今後とも、浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) にも掲載しております。

令和8年6月

浜松市健康福祉部保健総務課

〒432-8550 浜松市中央区鴨江二丁目11番2号

TEL 053-453-6126

FAX 050-3535-5945

Eメールアドレス hokenk@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和8年3月16日から令和8年4月16日		
【意見提出者数】	1人・5団体		
【意見数内訳】	29件 (提案3件、要望4件、質問22件、その他0件)		
【提出方法】	持参(0) 郵便(0) 電子メール(1) FAX(0) 説明会等(28)		
【案に対する反映度】	案の修正	3件	今後の参考
	盛り込み済	12件	その他
			6件
			8件

目次

第1部	新型インフルエンザ等対策措置法と行動計画	
第1章	新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	
	(意見数 3件)	3ページ
第2章	浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要	
	(意見数 3件)	3ページ
第2部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	
	(意見数 8件)	4ページ
第2章	新型インフルエンザ等対策の対策項目	
	(意見数 0件)	
第3部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章	実施体制	(意見数 0件)
第2章	情報収集・分析	(意見数 0件)
第3章	サーベイランス	(意見数 1件) 6ページ
第4章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
	(意見数 2件)	6ページ
第5章	水際対策	(意見数 0件)
第6章	まん延防止	(意見数 0件)
第7章	ワクチン	(意見数 0件)
第8章	医療	(意見数 1件) 7ページ
第9章	治療薬・治療法	(意見数 0件)
第10章	検査	(意見数 0件)

第 11 章	保健	(意見数 7 件)	7 ページ
第 12 章	物資	(意見数 0 件)	
第 13 章	市民生活及び地域経済の安定の確保	(意見数 2 件)	9 ページ
その他		(意見数 2 件)	10 ページ

第1部 新型インフルエンザ等対策措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等（3件）

質問 1	この改定案には、新型コロナウイルス感染症やその他感染症も含まれるため、不安をあおるのではないのでしょうか。逆に細かく分類するのがよいと考えますがどうでしょうか。（図表1対象とする感染症）
---------	---

【市の考え方】今後の参考

対象とする感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第2条第1項に規定されており、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症という3つの分類は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日）」（以下「政府行動計画」という。）及び「静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年3月）」（以下「県行動計画」という。）に合わせたものです。「浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）は、政府行動計画及び県行動計画に基づき作成することとなっているため、市独自に分類することはできません。

不安をあおるのではないかとのご心配については、事前のリスクコミュニケーション等を通じ、適切な情報共有に努めます。

質問 2	新型インフルエンザ等対策行動計画の「等」には、新型インフルエンザのほかに、新型コロナウイルス感染症なども含まれると思いますが、ほかにはどういうことを対象にしていますか。
---------	--

【市の考え方】盛り込み済

対象とする感染症は、大きく分けて、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の3つです。なお、新型インフルエンザ等感染症には、具体的に新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症が含まれます。

質問 3	『新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等』（p.4）とありますが、これは、未だわかっていない新しい呼吸器感染症を指していますか。
---------	---

【市の考え方】盛り込み済

未知、既知を問わず、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外で、パンデミックを引き起こす感染症を指しています。

第2章 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要（3件）

質問 4	新型コロナウイルス感染症対応時（以下、「新型コロナ対応時」という。）の課題を踏まえて、改定案を作ったということですか。
---------	---

【市の考え方】盛り込み済

ご質問のとおり、新型コロナ対応時の反省や課題等を改定に生かしています。

質問 5	令和7年3月に県行動計画が改定されていますが、市行動計画の改定が1年遅れるのはなぜですか。
-----------------	---

【市の考え方】盛り込み済

市行動計画は県行動計画に基づき改定することになっています。県行動計画の改定後に作業を開始し、感染症に関する専門家等への意見聴取（特措法第8条第7項にて準用する第9条第3項）、静岡県等への意見聴取（特措法8条第3項）、パブリック・コメント制度による意見募集等の手続きを経て改定する必要があるためです。

要望 1	指揮命令系統とそれを受ける組織体制が重要。この計画がどのように回っていくのかの検証を常に行い、見直すべきポイントをチェックしながら、実効性のある計画にしてください。
-----------------	--

【市の考え方】今後の参考

国が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市行動計画はこうした国の動向や県の取組状況を踏まえ、必要に応じ、改定することとしています。

なお、市行動計画はあくまで感染症危機発生時の対策内容に関する選択肢を示すものですが、具体的な方策を示す「浜松市保健所健康危機対処計画（感染症編）」、「浜松市保健環境研究所健康危機対処計画（感染症）」等により実効性の確保に努めていきます。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等（8件）

質問 6	資料中のグラフがわかりにくく、対策を実施する方が、感染者数が多いように見えるが、実際は減少させていく計画ですか。（図表3 新型インフルエンザ等対策イメージ図）
-----------------	---

【市の考え方】盛り込み済

図表3 新型インフルエンザ等対策イメージ図は、対策なしの場合の患者数（実線グラフ）が医療提供のキャパシティを大きく超えていることに対し、対策ありの場合の患者数（点線グラフ）が医療体制の強化と相まって、キャパシティの上限内に収まっている様子を表しており、患者数の減少をイメージしています。

質問 7	基本的な考え方と基本的な戦略において、流行のピークを遅らせるとありますが、本当に可能ですか。また、ピーク時の患者数を少なくするとありますが、これも可能ですか。
-----------------	---

【市の考え方】盛り込み済

新型インフルエンザ等については、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け対策を講じていきます。

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であるため、特に、感染症危機に対応できる平時からの体制づくり等により事前準備を周到に行うこと

で、感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせ、流行のピーク時の患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることを目指します。

質問 8	柔軟かつ機動的に対策を切り替えるというようなところの表現があるが、どの程度、市の独自性を発揮できますか。
---------	--

【市の考え方】 その他

各発生段階の切替えについては、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて対応する必要があるため、市の独自性を発揮するというよりも、国や県の状況に合わせて対応することになります。

質問 9	基本的な考え方としての「基本的人権の尊重」について、法人の権利も尊重されますか。
---------	--

【市の考え方】 盛り込み済

特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするのを盛り込んでおり、法人に対しても同様の対応となります。

質問 10	新型コロナ対応時には、病床が非常に少なく医療機関以外に他の施設等を確保したと思いますが、今回の改定でどのように確保する計画ですか。
提案 1	県との連携をしっかりとってほしいです。施設等選定は、準備段階として必要ではないかと思います。

【市の考え方】 その他

新型コロナ対応時の宿泊療養施設の確保については、第5節対策推進のための役割分担の項目に、県の役割として記載しています。

県行動計画には、準備期から民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進め、必要と判断した際には宿泊療養施設を確保する体制を整えることが記載されています。

市としては、平時から県感染症対策連携協議会等に参画しながら、県等との連携に努めていきます。

質問 11	市行動計画において、自治会に求められる役割はありますか。
----------	------------------------------

【市の考え方】 その他

自治会に対して何らかの役割を求めるということはありません。

質問 12	いまだに、外出するときにはマスクを着用するようにしていますが、マスクとか、アルコール消毒とか、行政の窓口も含め、学校とか病院とかで、対策として非常に有効なものと思いますが、具体的な方向性が統一されていないと感じます。
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

市行動計画では、市民に対し、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等を個人レベルで実践に努めていただくよう記載しています。

ただし、マスクの着用については、厚生労働省が「マスク着用の考え方の見直しについて」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定 令和5年2月10日）により、個人の判断に委ねることとしており、現時点では統一的な対応は示されていません。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第3章 サーベイランス（1件）

質問 13	今回の改定では、情報収集・分析、サーベイランスにおいて、平時の対応を重視していることから、体制の整備や役割分担について記載されていますが、これは新しい部署を設置するということですか。
----------	---

【市の考え方】その他

サーベイランス（感染症の発生動向調査事業）は、今年度に新設した感染症対策課のほか、保健環境研究所及び保健所浜北支所が役割分担して実施しています。

患者発生サーベイランスについては感染症対策課及び浜北支所、病原体サーベイランスについては保健環境研究所、サーベイランス情報の公表については保健環境研究所が浜松市感染症情報センターとして市公式 Web サイトで公表しています。

また、各々の役割に関連する情報収集・分析を行っています。

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（2件）

質問 14	リスクコミュニケーションについて、有事になってから何かをやるような流れなのか、それとも平時から何か取り組みをするのか具体的に教えてください。
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

平時から、市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度を高めるよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めていきます。

要望 2	リスクコミュニケーションは、準備が整っているかどうかで、大きく結果が変わってくるため、取り組みをしっかりとやっていただきたいと思います。
---------	--

【市の考え方】今後の参考

準備期の取組の重要性を確認し、具体的な取組を進めていきます。

第8章 医療（1件）

質問 15	市の医療機関がどの程度対応できるかということもありますが、県連携協議会以外に市の医療機関との連携体制はどんな状況ですか。
----------	--

【市の考え方】案の修正

県全体の連携協議会のほかに、県が西部医療圏を対象として設ける医療機関等との協議の場に参加することとなっており、この場を通じて市の医療機関等との連携体制を築いていきます。

なお、寄せられたご意見により、以下のとおり案を修正しました。（下線部を追加）

《修正内容》

（修正前）

1-1. 基本的な医療提供体制

県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、市民等に対して必要な医療を提供する。市は下記 1-1-1 の相談センターを開設する役割を担う。（健康福祉部）

（修正後）

1-1. 基本的な医療提供体制

県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、市民等に対して必要な医療を提供する。市は下記 1-1-1 の相談センターを開設する役割を担う。

また、保健所は県が医療圏毎に設置する協議の場に参加するなどし、県及び医療機関等との情報共有や連携体制の構築に協力する。（健康福祉部）

第11章 保健（7件）

質問 16	外部委託等による業務効率化について、もう少し具体的にどのようなことをやるのか教えてください。
----------	--

【市の考え方】盛り込み済

新型コロナ対応時に委託を行った、コールセンター（相談センター）のほか、ワクチン接種会場のスタッフ、受付センター、データ入力等を想定しています。

要望 3	改定した行動計画に基づいて、しっかり人材を集めて、スムーズな対応ができるような体制作りをしてほしいと思います。
---------	---

【市の考え方】今後の参考

市行動計画に基づき、人材確保の準備を行い、有事に対応できる体制作りに努めます。

質問 17	業務継続計画（以下「BCP」という。）の見直しについて、具体的に何か考えていますか。
----------	--

【市の考え方】 その他

昨年度、新型コロナ対応時の状況を踏まえ、全庁的に見直しを実施しました。今後は、今回の改定に基づき、継続する業務、縮小・中断する業務、感染症対応で必要となる強化・拡充業務の仕分けを行い、必要な人工を洗い出していこうと考えています。

質問 18	受援体制の再整備とBCPの見直しとの相関関係について、具体的に考えがありますか。
----------	--

【市の考え方】 その他

BCPの見直しによって必要な人工、足りない部分・部署などが見えてくるため、保健所業務や医療体制の支援など不足する部分を補うような形で受援体制を組んでいきたいと考えています。

提案 2	柔軟な体制という書き方ではわかりにくいので、BCPの見直しを全庁的にやっているというだけではなく、受援体制とBCPの相関関係に関する記載を加えてはどうでしょう。
---------	--

【市の考え方】 案の修正

寄せられたご意見により、以下のとおり案を修正しました。（下線部を追加）

《修正内容》

（修正前）

1-1-2. 受援体制の整備

保健所及び保健環境研究所は、感染症有事体制を構成する人員のリスト及び有事対応の組織図を作成し、定期的に点検・更新を行うなど、受援の体制を整備する。（健康福祉部）

（修正後）

1-1-2. 受援体制の整備

保健所及び保健環境研究所は、感染症有事体制を構成する人員のリスト及び有事対応の組織図を作成し、定期的に点検・更新を行うなど、受援の体制を整備する。その際、受援体制の整備は業務継続計画の不可欠な要素であることを関係部署を含め共通認識とし、実効性のあるものとする。（健康福祉部、関係部局）

質問 19	新型コロナウイルス感染症の流行時には、いろいろな部署から応援を頼んで回していたと記憶しています。人材の育成等は具体的にどんなふうにやっていきますか。
----------	--

【市の考え方】 盛り込み済

既に、関係所属の職員を対象に、感染症から身を守るための対策や応援職員として感染症対応業務に従事する際に必要な基礎研修や患者の移送、検体採取の補助、積極的疫学調査及び個人防護具着脱に係る実践的な訓練も行っています。

こうした研修や実践的な訓練を継続し、有事に対応できる人材を増やしていくことを考えています。

質問 20	DXの推進（ICTの活用）について、新型コロナ対応時の反省を踏まえ、人材が少ない中でも効率的にやっていくために、具体的にどのように活かしていきますか。
----------	---

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、以下のとおり案を修正しました。

《修正内容》

（修正前）

1-5. DXの推進

保健所及び保健環境研究所は、感染症サーベイランスシステムやG-MISを有事にも活用する国実施の訓練に参加し、各種システムの運用に関する課題について改善を図るよう国に積極的に意見する。

本庁等及び保健所等は、感染症サーベイランスシステムによる感染者数の把握、健康観察（本人からの報告及び保健所・医療機関等が健康状態を確認するための自動架電を含む。）や、G-MISによる医療機関の病床の稼働状況、医療スタッフの状況、受診者数の把握等について、平時から研修・訓練等により活用方法を習得しておく。（健康福祉部）

（修正後）

1-5. DXの推進

保健所及び保健環境研究所は、感染症サーベイランスシステムやG-MISを有事にも活用する国実施の訓練に参加し、各種システムの運用に関する課題について改善を図るよう国に積極的に意見する。

本庁等及び保健所等は、感染症サーベイランスシステムによる感染者数の把握、健康観察（本人からの報告及び保健所・医療機関等が健康状態を確認するための自動架電を含む。）や、G-MISによる医療機関の病床の稼働状況、医療スタッフの状況、受診者数の把握等について、平時から研修・訓練等により活用方法を習得しておく。

また、患者情報等データ管理など内部事務のシステム化を進め、国所管システムとのデータ連携等による業務の効率化が可能な状況にしておく。（健康福祉部）

第13章 市民生活及び地域経済の安定の確保（2件）

質問 21	新型コロナ対応時には、遺族と対面できずに火葬されたこともあったと思いますが、このような体制についてどのように考えていますか。
----------	--

【市の考え方】その他

亡くなられた方の尊厳等については、国のガイドライン*に基づいて対応したものと思います。その感染症の性状・性質にもよりますが、基本的には国からの通知等に基づいて適切に対応したいと考えています。

*「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（令和5年6月14日第4.1版）」（令

和6年5月10日廃止)には、納棺前や納棺時、遺体搬送時における遺族等の遺体への面会、通夜・葬儀時、火葬時、拾骨時における遺族等の参列についての記載があります。

要望 4	葬儀場、火葬場の対応について、長期計画の中である程度見通しを立てて、いざなったときには対応できるような体制を整えてほしい。
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考

質問23への回答に記載した、国のガイドラインなどを参考に準備、対応を行います。

その他（2件）

質問 22	国・県との整合性を取るところは当然ですが、市独自として盛り込んだことは何かありますか。
------------------	---

【市の考え方】 盛り込み済

第3部第1章実施体制において、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、予防接種を含む感染症担当業務を集約するとともに保健所及び医療担当部全体で取り組む体制の強化を図ることとしました。

また、第3部第8章医療において、都市部と中山間地域があるといった本市の特性に配慮した医療提供体制の整備を行うことを盛り込みました。

提案 3	私は袋井市在住で磐田市に勤務しておりますが、浜松市は医療・交通・商業等を含め生活圏として関係の深い地域であり、公的施設・民間施設などいずれも静岡県西部の中核的存在である浜松市に所在するものを利用しなければ用件を果たせない事柄も少なくなく、現に日常的に往来しております。また、磐田市の職場にも浜松市在住者が多く、浜松市在住者の動静は業務の成立性に直結します。そのように、浜松市の感染症対策のあり方は遠州地域全体の社会機能にも影響するため、本計画に利害関係を有する立場として意見を提出いたします。 新型コロナウイルス感染症の経験を通して明らかになったのは、感染症は医療の問題にとどまらず、社会全体の課題でもあるということでした。感染症対策においては、医療体制の確保や検査体制、ワクチン接種などの整備が重要である一方で、行動制限や施設閉鎖などの措置は市民生活や地域社会に大きな影響を与えます。そのため感染症対策は、公共の安全と基本的人権とのバランスをどのように保つかという観点からも検討される必要があると考えます。 コロナ禍では、同調圧力や誹謗中傷など社会的な分断が生じる場面も見られました。感染症対策は医療政策であると同時に、社会の信頼や連帯を維持する政策でもあると言えるのではないのでしょうか。また、学校の休校や外出制限は、子どもの学びや発達、地域コミュニティのつながり、高齢者の孤立など、生活のさまざまな領域に影響を与えます。 感染症対策は社会全体のレジリエンス（危機から回復する力）を高め
-----------------	---

	る視点から検討されることも重要ではないかと考えます。例えば、 ・ 学校休校時における子どもの居場所の確保 ・ 地域コミュニティによる支え合いの仕組み ・ 屋外空間や自然環境を活用した健康維持など、 地域社会の力を活かした感染症対応についても一定の視点が計画の中で示されると、より実効性の高い計画になるのではないかと考えます。 感染症は医療だけでなく社会全体に影響を及ぼす課題であり、地域社会のつながりや支え合いの力を高めていくことが長期的な感染症対応力の向上につながるものと考えます。今後の計画推進の中で、こうした視点も参考にしていただければ幸いです。
--	---

【市の考え方】今後の参考

寄せられたご意見のうち、公共の安全と基本的人権とのバランス、同調圧力や誹謗中傷など社会的な分断が生じないように取り組むことについては、第2部第1章3 基本的人権の尊重の項目に記載しています。

また、孤立対策や学校休校時における学びの支援については、第3部第13章3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応についての項目に市としての取組について記載しています。

ただ、いずれも市行動計画が新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した際の市としての対策内容を示すものであるという性質上、行政の視点による記載内容となっています。

今回の改定において、レジリエンス社会に向けた記載内容を盛り込むことはできませんでしたが、感染症は医療だけでなく社会全体に影響を及ぼす課題であり、地域社会のつながりや支え合いの力を高めていくことが長期的な感染症対応力の向上につながるものという考え方は、災害対応と同等の取組が求められる新型インフルエンザ等対策にとって重要なご意見と考え、今後の計画推進の中で、参考にさせていただきます。